

ヘーゲルの「理性の狡知」論

～労働手段の究明によせて～

尼 寺 義 弘

I. はじめに

G. W. F. ヘーゲル (1770-1831) は、労働手段としての道具および機械を哲学的に「理性の狡知」として特徴づけている。『大論理学』の「目的論」はこの「理性の狡知」を詳細に論究する¹⁾。すなはち A. 主観的目的 B. 手段

C. 実現された目的 において、ヘーゲルは労働手段の持つ独自の意義を分析する。その分析は当時の経済学者の見解をはるかに凌駕するものである。私はすでに別稿においてこの目的論を逐条的に論じた²⁾。

本稿はまず理性の狡知の概念を、ヘーゲルのイェーナ期 (1801/07) および『法の哲学』の各講義録 (1817/25) において検討を加える。そして「理性の狡知」が大論理学において概念・判断・推理として展開される推理論の、例えば個別と普遍との関係を特殊が媒介する役割、すなはち「媒辞」機能を担うものであり、ヘーゲル独自の首尾一貫した重要な思想の一つであることを論ずることにする。

II. イェーナ期の「理性の狡知」論

イェーナ期を特徴づける手稿は『人倫の体系』(1802/03) と『イェーナ体系構想 I』の「哲学の体系 III 精神哲学」の各「断章」(1803/04) および『イェーナ精神哲学』(1805/06) である。

A 『人倫の体系』 および「哲学の体系 III 精神哲学」における「理性の狡知」

ヘーゲルは『人倫の体系』において「道具」についてつぎのように述べている。

「主体は道具において自己と客体とのあいだに媒辞 (Mitte) を作る、そしてこの媒辞が労働の現実的な理性性 (die reale Vernünftigkeit der Arbeit) である、というのは、労働そのもの、そして加工される客体が、それ自身手段であるということは、形式的な手段性だからである、これら労働そのもの、そして加工される客体がそのためにあるそのものは、これらのものの外に存在し、かくして客体的なものに向かう主体的なものの関係は、完全に〔客観的なものから〕分離された関係であり、単に主体的なものの中に、知性の思想のうちにある内なるものに留まっているからである。」³⁾

以上のように、ヘーゲルは道具を主体と客体との媒辞として捉え、道具を労働の現実的な理性性としている。すなわち 主体 — 道具 — 客体 の関係の定立である。そして主体それ自体の労働と加工される客体とは単なる手段にすぎない。「形式的な手段性」とは、道具の欠如した状態を含意し、主体の客体への関係ははまだ「知性の思想」のうち、後の『大論理学』で言う「主観的目的」に留まっているのである。

『イェーナ体系草稿 I』の「哲学の体系 III 精神哲学」(1803/04) の「断章 20」の「II. 道具のポテンツ」においてもつぎのように述べられている。

「道具は実践的な過程の現存在する理性的な媒辞 (die existierende vernünftige Mitte), 現

存在する普遍性である、道具は受動的なものに対する活動的なものの側に現象する、道具は労働する者の側から見れば、それ自体受動的である、そして加工されるものに対して活動的である。道具は労働することがそこで労働することの持続をもつものである、それは労働する者と加工されるものなかで唯一残り続けるものである、そして道具においては両者の偶然性が永久化される、道具は伝統のなかで伝えられていく、欲望を持つ者も欲望されるものもただ諸個体としてのみ存続し、滅亡して行くだけであるのに。」⁴⁾

道具は諸個人の欲望とその対象を関係づける媒辞である。労働という実践的な過程において、主体と客体の関係を明確にし、両者を媒介する手段として、「現存在する理性的な媒辞」として道具を位置づけている。そして道具は労働する者からみれば「受動的」であり、加工されるものからみれば「活動的」であるという道具のもつ二面性について述べ、さらに道具が労働の持続性として位置づけられ、道具のもつ「永久化」が論究される。

さらにヘーゲルは同「断章 22」において「道具」についてつぎのように述べている。

「道具それ自体は、人間の物質的な否定作用 (sein materielles Vernichten) を、人間から遠ざける、しかし道具において人間の形式的な否定作用は持続しており、死せるもの (ein todes) に向けられた人間の活動性は持続している、そしてとりわけ人間の活動性は本質的にその同じものを殺すこと (das Töden desselben) であり、その同じものをその生動的な関連から剥ぎ取り、否定作用するものとして (als ein zu vernichtendes) 定立することである、人間は機械においてこの彼の形式的な活動性 (diese seine formale Thätigkeit) さえも止揚し、そして機械を全く彼のために働かせる。」⁵⁾

人間は自己のうちに本来もっていた生きた自然に対する生き生きとした否定作用を、「否定的な生動性 (negative Lebendigkeit)」⁶⁾ を、道具の発明とともに失っていく。さらに道具

から機械へと進むにつれてこの「形式的な活動性」さえも全く失っていくのである。なおここで「形式的」ということは「普遍的」ということであろう。すなはち道具を手段として使用する諸個人は普遍を、技能の承認と習得において普遍的なものを学ばねばならないからである。その場合において労働行為そのものが「普遍性の形式」を持たねばならないのである⁷⁾。

*道具と機械の関係について、「初稿抹消部分」ではあるが、ヘーゲルはつぎのように述べている。「人間は自然の否定作用において道具に、自己の理性を止揚された理性として定立し、自己の理性を自己から遠ざけるが、そのことによって、道具は機械となる」⁸⁾。

さらにヘーゲルは機械の登場にともなうところの、人間の自然に対する更なる欺瞞、この欺瞞の人間への復讐、人間の低劣化についてつぎのように述べている。

「しかし人間が自然に対して行使するところのいずれの欺瞞 (Betrug) も、そしてこの欺瞞によって人間が自然の個別性の内部に留まり続けることも、人間それ自体に復讐する (rächte sich)、人間が自然から騙し取る (abgewinnt) ものについて言うならば、人間が自然を征服すればするほど、人間そのものはますます低劣化する (niedriger)。人間は色々な機械によって自然を加工させることにより、自己の労働することの必然性を止揚するのではなく、労働することをただ外へと押しやり、労働することを自然から遠ざける (entfernt) だけである、かくして人間は生動的なものとしての自然に生動的に向かっているのではなくて、この否定的な生動性 (negative Lebendigkeit) は労働することから消滅している、人間に残されている労働することはそれ自体より機械的なもの (maschinenmässiger) となる、人間は労働を全体のためにだけ減少させるのであり、個々人のためにそうするのではなくて、個々人に対し

てはむしろ労働を増大させるのである、というのは労働が機械的になればなるほど、[労働は]ますますわずかの価値(weniger Werth)しかもたず、そして人間はますますこうした仕方での労働せざるをえなくなるからである。』⁹⁾

以上のようにヘーゲルは、人間が自然を騙し、自然から騙し取るあらゆる企みが、人間それ自体に復讐する、として機械がもつ負の側面を鋭く抉り出している。すなはち媒辞(Mitte)である機械は欺瞞として自然から騙し取る。この騙しが深まれば深まるほど、自然の人間に対する復讐がますます強くなる。つまり人間のますますの低劣化が招来される。機械は人間の労働の必然性を止揚するのではない。労働を自然から切り離し、遠ざけるだけである。機械の登場とともに人間の本来の労働がもつ生き生きとした「否定的な生動性」は消滅している。かくして労働はますます機械的なものとなり、労働の価値をますます低下させるのである。*これらの論述は初期のマルクスにおける「疎外された労働」との関連を強く想起させるものである¹⁰⁾。

*ヘーゲルはこの「断章22」において、労働について極めて興味ある事柄を述べている。すなはち具体的な労働がもつ個別性と普遍性の関係である。個々人の労働は個々人の欲求を目指した労働である。したがって労働は直接には個別的なものである。しかしこの直接の労働も普遍的なものとならなければならない。すなはち労働をするためには、「あらゆる労働の規則(Regel)」が習得されねばならない。そしてこの習得によって労働は「普遍性の形式(Form der Allgemeinheit)」を持ち、万人に承認されることになる。「この普遍的なものが労働にとって真の本質(wahres Wesen)である、そして生来の未熟さ(Ungeschicklichkeit)は普遍的なものの習得(Erlernung)において克服していかなければならない、労働は本能ではなくて、国民(Volke)のなかで自己を普遍的なものへ形成していく理性性である、そしてそれゆえに労働は自己を克

服していかなければならない個体の個別性に対置されている、そして労働行為(das Arbeiten)はまさにそれゆえに本能としてではなくて、精神のあり方のうちに現在している、それは、労働が個別者の主観的な活動性でありながら他者、つまり普遍的な規則となってしまうからであり、そうして労働はこの習得の過程をとうして初めて個別者の技能(Geschicklichkeit)となり、それ自身が他者になることによって自分のうちに環帰するからである」¹¹⁾。

かくしてヘーゲルはイエーナ時代の初期および中期において、道具および機械を主体と客体の媒介環として、および、自然に対する欺瞞として捉える。かくして「理性の狡知」の意義は推理論の媒辞機能および人間の低劣化において明確に捉えられていると言いうるであろう。

さらにヘーゲルは主体—道具—客体の関係のなかで、「道具」のもつ第一義的な意義について『人倫の体系』においてつぎのように述べている。

「道具のこの理性性のために、道具は媒辞として労働行為よりも、また(ここで話題となっている享受のために)加工される客体よりも、より高い存在であり、そして享受よりも、あるいは目的よりもより高い存在である、そしてこれがために自然のポテンツに留まっているすべての諸民族もまた道具を非常に尊んだのであり、そしてホメーロスにおいて我々は道具への尊敬と道具についての意識とがこの上なく美しく表現されているのを見いだすのである。」¹²⁾

以上のように、道具の、労働手段の優位性について述べている。この考え方は終始一貫している。

B 『イエーナ精神哲学』における「理性の狡知」

ヘーゲルは理性の「狡知」について『イエーナ精神哲学』においてつぎのように述べている。「自我は自己と外的な対象とのあいだに狡知

(List) を差し入れる, それは自己をいたわり, そして自己の規定性をそれで保護し, 道具を使い古すためである。」¹³⁾

「狡知」の概念がここに登場する。我々は狡知の概念をこの期における体系との関連において見ることにしよう。「精神哲学」は次のように展開される。

[I. 主観的精神] *

II. 現実的精神

III. 国権

* I のタイトル [I. 主観的精神] は, J. ホフマイスターが名付けたものである¹⁴⁾。R- P. ホルストマンはこのタイトルを [概念にしたがった精神] と名付けるべきであると言う。ホルストマンによれば, 「しかしヘーゲルは彼のイェーナ期においては, 主観的精神という概念はいまだ使用してはいないのだから, ホフマイスターのこの提案 [主観的精神] は退けられるべきである。タイトルはむしろ, ヘーゲルが彼の精神哲学の第一部の特徴づけのために『概念にしたがった精神』あるいは『概念における精神』というような定義づけを選んで, というテキストの参照に基づいて受け入れられるべきである。」¹⁵⁾ として, このテキストの四箇所を指示し, それの参照を求めている¹⁶⁾。とはいえ, いずれの箇所を見てもホルストマンの主張を積極的に裏付けるものではない。

さて [主観的精神] は, [a. 知力.] と [b. 意志] からなりたち, 理性の「狡知」はこの意志においてはじめて論究される。しかしイェーナ期には「理性の狡知」という概念はいまだ存在しないで, 「狡知」の概念のみが存在する。意志はつぎのように展開される。

「意欲するものは意志する (Das Wollende will), すなはちそれは自己を定立し, 自己を自己の対象とする。・・・それは自己のうちに含まれているもの, あるいは, 自己自身における推理である。α) それは普遍的なもの, 目的

ある β) [それは] 個別的なもの, 自体, 活動, 現実性である γ) それはこの両者の媒辞, 衝動 (Trieb) である。衝動は内容をもつところの二面的なものである, それは普遍的なもの, 目的であり, 普遍的なものの活動的な自己である, —前者は根拠, 後者は形式である。」¹⁷⁾

ヘーゲルはここでも意志を推理として論じている。推理形式 α) 普遍 (目的) β) 個別 (活動) γ) 特殊 (媒辞・衝動) が意志行為に適用される。衝動は普遍 (目的) と個別 (活動) とを併せもつ媒辞である¹⁸⁾。

さて意志は推理する。たとえば, 空腹というような「不十分さの感情」¹⁹⁾ は最初の直接的な推理である。この推理は充足されねばならない。それは「目的」と「活動」によって充足されねばならない。両者の媒辞として「衝動」が根拠 (目的) と形式 (活動性) において分析される。上記の三項関係, 普遍—個別—特殊に引きつけて言えば, 空腹 (普遍)—充足 (個別)—衝動 (特殊) という直接的な関係である。

つぎに「衝動の充足は第二の推理である。」²⁰⁾ この充足は対象をもたなければならぬ。

「対象はしたがって内容, 区別, そしてなるほど推理の区別, 個別性と普遍性, そして両者の媒辞である。しかし α) [対象は] 存在するものであり, 直接的である, 推理の媒辞は人間の作ったもの, 死せる普遍性 (todte Allgemeinheit) [道具], 他のももの有である, そして β) 推理の両極は特殊性, 規定性そして個体性である。—対象が他のものである限り, 推理の活動性は自我の活動性である。」²¹⁾

第二の推理は, ヘーゲルにしたがえば, 衝動 (特殊)—死せる普遍性 [道具]—対象 (個別) という関係になる。対象は衝動の対象であり, 自我の活動性の対象である。「推理の活動性は自我の活動性である」。自我の活動性は対象への媒介であり, この媒介をとうしての活動性である。それは加工すること, 組み立てること, 腐敗させること等, すなはち労働である。「労働は現実に自己を物とする (sich zum Dinge machen) というのである。」²²⁾

しかしどのような方法で労働は「自己を物とする」ことができるのか。それは自我の活動性とその対象とを媒介するところの手段の、道具の役割にある。ヘーゲルは述べている。

「道具において、あるいは、耕作された、実り豊かな畑地において、自我は可能性を、一つの普遍的な内容としての内容を所有する。それゆえ道具は、個別的なものである欲望という目的よりもよりすぐれた手段 [である]、それはあらゆるかの個別性を包括する。」²³⁾

ヘーゲルはここにおいても欲望という目的に対して、道具に第一義的な地位を与えている。彼はこのテーマをさらに展開し、自我による自己と外的な対象とのあいだへの「狡知」の差し入れを説明する。そして「自我はこの推理の核心であり、この道具に関しては活動性である。しかしそのさい私はもっぱら疲れの量を節約するが、なお手にタコができる。」²⁴⁾として、道具に独自の様々な活動を、紡績機や紡織機の各種の諸部分をなす道具において見ている。

さらに「一般に自然の固有の活動、時計のゼンマイの弾力性、水、風」の利用が考察される。「つまりそれらの盲目的な行為が合目的な行為へと、一それら自体の反対のものへと転化される、一それらの外的な定有における自然の理性的な取り扱い (vernünftiges Verhalten)、法則である。」²⁵⁾

自然の法則の発見とその応用である。「ここに衝動が全く労働から後退する。衝動は自然を使い古す、静かに見つめ、そして軽度の骨折りで全体を支配する、狡知。力に対して、盲目的な力に対してそれを一側面において取り扱う狡知の榮譽 (Ehre der List) である。」²⁶⁾ *

* 「狡知」は、既述のとおり、「道具」としての、人間の労働の媒介機能という意味のほか、さらにつぎの意味を含意している。

1) 公開性 “Offenheit” : 狡知は「公開性」の意味をもつ。「狡知は悪賢さとは異なるある他のものである。もっとも開放的な行動が最大の狡知 (我々は狡知を真実において理解しなけ

ればならない) である、すなはち行動の公開性によって人間は他のもの < 隠されたもの > を白日のもとにする、…沈黙は悪い低劣な狡知 [である]」²⁷⁾。すなはち「もっとも開放的な行動が最大の狡知である」。

2) 犯罪 “Verbrechen” : 狡知は「犯罪」の意味をもつ。「ある意志は他の意志をこの有 [未知識なもの] において捉え、そしてそのことによって他のものを自己に従属させたのである一殺人、一犯罪 一彼は悪である一」²⁸⁾。「一 [彼は他のものの] その意志にさからってのみ暴力あるいは狡知 [である]。』²⁹⁾ ここでの「狡知」は詐欺・瞞着にあたる。

3) “Laisser faire” : 政府の狡知は商工業者の「自由放任主義」の許容を意味する。「個人が自分の定有 < 職業 > へ根を下ろすこと、全体の原子への分解はここでは阻止される。個人は絶対的な自由 < 実業家のもつ恣意 > を持つ、そしてまさにこれは政府の力である。」³⁰⁾ 「政府の狡知、他人の私的利益の恣意 (Eigennutz) にまかせること 一商人の権利、悟性、この世で何が必要であるかを知っている、効用一効用を利用し、この世にそれが繰り返し届けられるようにしておくこと。」³¹⁾

以上のように我々は、イエーナ期におけるヘーゲルの理性の「狡知」について論究してきた。つぎに『法の哲学』の講義録におけるそれについて見ていくことにしよう。

Ⅲ. 『法の哲学』講義録における「理性の狡知」

『法の哲学』の第一回講義録であるヴァンネンマン手稿 (1817/18) はつぎのように述べている。

「人間における理性性という性格は彼が用いている手段、道具において示されます。道具によって活動は、さらに特殊化されます。道具によって人間は自己と自然との間に手段を差し入れ、そして彼が手段を利用するにまかせ、そし

て自己自身をそのように維持する、そうすることによって彼の諸力の消耗を防ぐのです。理性的なことは一般に自己を維持すること、自己を変化から取り除くことです。理性はこの媒介を道具によって発明しました、そして自己維持はこの媒介を人間の義務とします。」³²⁾

ヘーゲルはここで「理性性という性格」(Charakter der Vernünftigkeit)という術語を用いて、「理性の狡知」という術語を用いてはいない。しかし両者は同じ思考方法から生まれ出たものである。すなはち「道具によって人間は自己と自然との間に手段を差し入れ、そして彼が手段を利用するにまかせ、そして自己自身をそのように維持する、そうすることによって彼の諸力の消耗を防ぐのです。」かくしてヘーゲルは彼のハイデルベルク期においても、イエーナ期においてすでに展開された思想の行程と理論を維持し続けているということが出来る。

つぎに我々はD.ヘンリッヒ編の『法の哲学』の第三回講義録の手稿(1819/20)を見ることにしよう。ヘーゲルは述べている。

「人間は彼の道具を自慢する理由があります。なぜなら、その中には理性的なものが表現されているからです。道具は、人間の活動が外的自然と媒介される媒介項(medium terminus)を形成します。人間は他のもの[道具]を外的なもの[自然]に向かわせて、それを摩滅させることによって自分自身を保持するのですが、これこそが、理性の精神なのです。犁やそれと同じような道具はきわめて古い伝統があります。この道具を初めて用いた人間たちは死んでしまい忘れられてしまっていますが、その客観的なもの[道具]はすべての世代を超えて保持されているのです。」³³⁾

D.ヘンリッヒ編のこの手稿では、道具が「理性の精神(Geist der Vernunft)」として表現されている。同じ講義を聴いた聴講生J.R.リンギアによる手稿では「理性の狡知(List der Vernunft)」³⁴⁾となっている。

さらに我々は『法の哲学』の第四回講義録で

あるキール手稿(1821/22)を見ることにしよう。ヘーゲルは周知のように市民社会を三つの視角から考察している。すなはちA 欲求の体系 B 司法 C ポリツァイとコルポラツィオンである。これら三つのモメント、A, B, C, について、キール手稿はA 欲求の体系の論究に入る直前の、第188節で論究している。他の講義録および『法の哲学綱要』³⁵⁾が簡単に触れているのとは異なり、詳細である。重要な論点であるので、長文であるが、この188節の全文を各部分ごとに引用し、解説する。

「A. 第一のことは個別の人間の満足という原理である、しかし彼は彼の労働によって満足させられる、彼の労働はあらゆる他の人々の労働と欲求との連関にある。これはその場合に欲求の体系であり、個別の人間の福祉がかように創り出される。個々人の福祉のこの産出は自由一般への関連である。そこには以上のことは、産出された福祉が自己を普遍性の形式へと昇華させることによってのみ可能であるということである、福祉の産出が普遍性を普遍の自己自身への自己形成として自己へと仮象させる。」³⁶⁾

A は、市民社会の「欲求の体系」の要約である。すなはち諸個人の欲求と満足の関係(福祉)が、自己の労働にもとづく所有を基礎として、互いの労働生産物を交換することによってのみ実現される。この福祉は自由一般に結び付いている。ところで、私的な交換というこの媒介作用は、個々人の欲求という偶然性をつねにともなう。とはいえ、この媒介作用は必然でなければならない。かくしてこの偶然性の絡み合いが、交換の基準として普遍性(価値)を生じさせる。諸個人の福祉は普遍性の形式(価値法則)においてのみ実現可能である。つぎにB 司法を見ることにしよう。

「B. 第二のことはその場合には、普遍が産出されること、真の普遍が、自由の普遍が産出されることである、自由の普遍は自己において無限である、自由の人格的なものはまた自由である、しかしこの普遍に対して、この普遍が欲求において現れるように、自由それ自体の普遍

が再び抽象的な自由としてのみ存在する。第二のことは自由の産出であり、保護である。ここではその場合に法はその現実の定有を獲得する。法が妥当するということがここでは生成する、このことはその場合には司法である。利用するためにそれはまるで法が現れて来るかのようなのである。法を妥当させることが利己心である。目的は保護である。これがどのようにして法が定有に到達するか、そして必然的であるか、という在り方である。人は必然性を区別しなければならない。概念の必然性と外的な必然性である。概念において必然的であるもの、それはまた外的に現存する、それは外的な必然性である、そしてこの外的な必然性がその場合に法の妥当の側面を成している。これは理性の狡知である、理性の狡知が定有の、特殊性の行為の原因をなしている。利己心は自己のみを求める、利己心が権利を求めることによって、利己心は自己を求める。権利が妥当することによって、利己心は権利の利用のために権利を求める。その場合に特殊性が意志するものとは異なる結果が生まれる。これは神意の狡知である、神意は人間によって、人間が向自的に行うことによって、神的な目的を現実性にもたらしている。これは内的な弁証法であり、自己自身から異なるものが現れ、特殊性が手段として見ていたものが結果として産出されているのである。特殊性はかように例えばここでは法の基礎および必然性である。特殊性がその領域で活動的となることによって普遍が生み出される。—自由というこの無限なものはかくして権利が妥当するということである。妥当するということがここでは生ぜしめられる、このことは今や初めて人格性の権利である。」³⁷⁾

B は、法律制度による所有の保護である。すなわち欲求の体系とは、「利己心」という駆動力にもとづいて私的な人格が営業活動する場である。したがって所有と所有にもとづく活動は法的に保護されねばならない。自由という普遍の産出とその保護が実現されなければならない。自由という定有の司法制度による保護であ

る。それはまさに概念の必然性であり、その外的な必然性である。「そしてこの外的な必然性がその場合に法の妥当の側面を成している。これは理性の狡知である、理性の狡知が定有の、特殊性の行為の原因を成している。」とはいえ、特殊性は利己心にもとづいて行為する。利己心は法の妥当性を徹底して利用する。「利己心は自己のみを求める、利己心が権利を求めることによって、利己心は自己を求める。権利が妥当することによって、利己心は権利の利用のために権利を求める。」かくして特殊性の行為は「法の基礎および必然性である」。とはいえ、「その場合に特殊性が意思するものとは異なる結果が生まれる。これは神意の狡知 (List der Vorsehung) である、神意は人間によって、人間が向自的に行うことによって、神的な目的を現実性にもたらしている。これは内的な弁証法であり、自己自身から異なるものが現れ、特殊性が手段として見ていたものが結果として産出されているのである。」かくして「自由というこの無限のものが「人格性の権利」として実現されるのである。最後に C ポリツァイとコルポラツィオンを見ることにしよう。

「C. 第三のことはさきの二つのモメントの統一である。欲求の体系は本来的に概念以外の概念を持つ、そして自由は、その妥当が一面的であるところの人格的なもののみ本来的に関わりを持つ。第三のことは今や配慮すること等々である。第三のことは、まさに今や普遍それ自体が、真の普遍性が特殊の活動性の目的として存在すること、普遍がまた普遍として現存すること、特殊の利害関心としても存在すること、普遍はかように自由であること、そして特殊性の目的もそこでは顧慮されていることである。ポリツァイとコルポラツィオン。コルポラツィオンはまずはそれが特殊な利害関心をその目的として持つところの共同体であるが、しかしそれが普遍的に取り扱われるところの特殊な利害関心である、かくして利害関心の普遍が目的である。— それはここで現れる三つの段階である。」³⁸⁾

Cは、「欲求の体系」と「司法」の統一である。市民社会の自由の普遍性は、AとBとにおいて形成され、保護される。とはいえ両者に含まれる個々の行為の偶然性と違法な行為の防止への配慮が必要である。自由の外的な必然性は社会的に配慮されねばならない。かくして特殊な利害関心がその目的としての「共同体」に、ポリツァイとコルポラツィオンに収斂され、社会的に配慮される。ポリツァイとコルポラツィオンは国家への媒介環をなしている。

以上のように、キール手稿はこの188節において市民社会を要約している。そこでは「理性の狡知」および「神意の狡知」が登場し、労働手段としての意義を超えた狡知論が人間の自由および弁証法との関連において展開されている。

IV. むすび

以上のように、我々はヘーゲルの「理性の狡知」について、イェーナ期の主要な文献および『法の哲学』の各講義録において検討を加えてきた。その結果としてつぎのことが言えるであろう。

「狡知」という思考方法は、基本的に『大論理学』の「目的論」で詳細に分析されている主観的目的 — 手段 — 実現された目的 という推理論の三項関係を照応するものである。

とはいえ、イェーナ期の初期の段階において、すでに労働過程を具体的に分析し、労働手段のもつ意義について「狡知」として論究していることは驚異的なことである。そしてこの考え方はヘーゲルのその後の全研究過程を貫いているといってよいであろう。

「理性の狡知」というこの思想は、人間の普遍的な自由と深く結びついており、さらにヘーゲルの独自の思考方法、たとえば弁証法的方法について強い影響を与えたものと思量される。我々は「狡知」という視点から弁証法を再考することが緊要なことであろう。

注

- 1) G.W.F. Hegel, Wissenschaft der Logik, II. In : G.W.F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Werke 6, Suhrkamp, Frankfurt a. M. 1969. S. 436 ff. G.W.F. ヘーゲル『大論理学』下巻, 武市健人訳, 岩波書店, 1962年, 226頁以下参照。
なお, U. ラマイル編, G.W.F. ヘーゲル『論理学に関する講義』(ベルリン, 1831年)も「理性の狡知」を, 推理論の媒辞機能と関係させて, 主体 — 手段 — 客体 の関連における手段の媒介機能として論究している。
Cf. G.W.F. Hegel, Vorlesungen über die Logik, Berlin 1831, Nachgeschrieben von Karl Hegel, Hrsg.v. Udo Rameil, G.W.F. Hegel, Vorlesungen, Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte, Bd.10., S. 207.
- 2) 尼寺義弘「ヘーゲルの『理性の狡智』と目的活動」, 牧野広義・藤井政則・尼寺義弘『現代倫理の危機』2007年, 文理閣, 同書, 第9章, 所収, 参照。
- 3) G.W.F. Hegel, System der Sittlichkeit, Reinschriftentwurf (1802-03). In : Gesammelte Werke, Hrsg. v. Manfred Baum u. Kurt Reiner Meist, Band 5, Hamburg 1998, S. 291 f. G. W. F. ヘーゲル『人倫の体系』上妻精訳, 以文社, 1996年, 35-36頁。〔 〕は上妻氏による補足。
本稿の訳文は上記の訳者の訳文どうりでない箇所もある。以下いずれの著作の訳文についても同様である。
- 4) G.W.F. Hegel, II. Potenz des Werkzeugs. In : Jenaer Systementwürfe I, System der Philosophie · III. Geistesphilosophie, Fragment 20, G.W.F. Hegel Gesammelte Werke, Hrsg.v. Klaus Düsing u. Heinz Kimmerle, Band 6 , S. 300. G.W.F. ヘーゲル『イェーナ体系構想』加藤尚武監訳, 法政大学出版局, 1999年, 63頁。
[...] の原文は, 隔字体である。
- 5), 6) Ebd., S. 321. 同上訳書, 95頁
- 7), 8) Ebd., S. 320. 同上訳書, 95頁。
- 9) Ebd., S. 321. 同上訳書, 95-96頁。
- 10) Karl Marx-Friedrich Engels, Ökonomisch-

- Philosophische Manuskripte aus dem Jahre 1944. In : K. Marx F. Engels Werke, Bd. 40., Ergänzungsband erster Teil, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin 1968, S. 510 ff.
- K. マルクス『1844年の経済学・哲学手稿』, マルクス＝エンゲルス全集, 第40巻, 大内兵衛・細川嘉六監訳, 真下信一訳, 大月書店, 1975年, 430頁以下参照。
- 11) Hegel, Fragm. 22., Hegel Gesammelte Werke, Bd. 6., S. 320. ヘーゲル『イエーナ体系構想』上掲訳書, 93-94頁。
 - 12) Hegel, System der Sittlichkeit, a.a.O. Gesammelte Werke Bd. 5., S. 292. ヘーゲル『人倫の体系』上掲訳書, 36頁。
ヘーゲルがここで述べているホメーロス (Homer) は, その叙事詩『イーリアス』の「第18書 武器製の段」を指すのであろう。
Cf. Homer, Ilias, Übersetzt von Johann Heinrich Voss, Vollmer Verlag Wiesbaden - Berlin 1957, S. 329 ff. ホメーロス『イーリアス』呉茂一訳, 岩波文庫, 下巻, 1972年, 105頁, 以下参照。
 - 13) G.W.F.Hegel, [Philosophie des Geistes]. In : Jenaer Systementwürfe III, Hrsg.v. Rolf-Peter Horstmann, G. W. F. Hegel Werke Bd.8., Hamburg 1976, S. 206. G.W.F.ヘーゲル『イエーナ精神哲学』尼寺義弘訳, 晃洋書房, 1994年, 22頁。
 - 14) G. W. F. Hegel, Jenaer Realphilosophie, Vorlesungsmanuskripte zur Philosophie der Natur und des Geistes von 1805-1806 hrsg.v. Johannes Hoffmeister, Verlag von Felix Meiner Hamburg 1969, S. 179. 上掲拙訳, 1頁。
 - 15) G. W. F. Hegel, Jenaer Systementwürfe III, Naturphilosophie und Philosophie des Geistes, Neu herausgegeben von Rolf-Peter Horstmann, Felix Meiner Verlag Hamburg 1987, S. XIX., XXXI.
 - 16) Ebd., S. 197., 226., 234. u. 261. 上掲拙訳『イエーナ精神哲学』30-31, 79-80, 97-98, 130-131頁。
 - 17) G. W. F. Hegel, [Philosophie des Geistes], Hegel Werke Bd.8., S. 202. 同上訳書, 17頁。
 - 18) 衝動, 意欲, 意志, 欲情, 欲望, 欲求, 等々の関係については, 上掲拙訳『イエーナ精神哲学』, 149-150頁の訳者注, <69>, <73>, <77>, <78>等, 参照。
 - 19), 20) Ebd., S. 203. 同上訳書, 19頁。
 - 21), 22), 23) Ebd., S. 205 f. 同上訳書, 20-22頁。
 - 24) Ebd., S.206. 上掲拙訳『イエーナ精神哲学』22頁。この引用文にある「なお手にタコができる」の原文は, “— bekomme aber doch Schwülen”である。J. ホフマイスターは, “Schwülen”を“Schwielen”と解している。私もこの解釈に従う。
Cf. G. W. F. Hegel, Jenaer Realphilosophie, Hrsg. v. J. Hoffmeister, a.a.O.,S. 198.
 - 25), 26), 27) Ebd., S. 206 f. 同上訳書 22-23頁。
 - 28), 29) Ebd., S. 250. 同上訳書, 85頁。
 - 30), 31) Ebd., S. 276. 同上訳書 118, 138頁。
 - 32) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18, mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachgeschrieben von P. Wannemann, Hrsg. v. C. Becker et. al Hamburg 1983, S. 126. G. W. F. ヘーゲル『自然法および国家学に関する講義』尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2002年, 152頁。
 - 33) G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, Hrsg. v. Dieter Henrich, Frankfurt a.M. 1983. S. 159 f. G.W.F.ヘーゲル『法哲学講義録』1819/20, ディーター・ヘンリッヒ編, 中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世訳, 法律文化社, 2002年, 109頁。
 - 34) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über die Philosophie des Rechts, Berlin 1819/20, Nachgeschrieben von Johann Rudolf Ringier, Hrsg. v. E. Angehrn et al. Hamburg 2000. S. 120.
 - 35) G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18, a.a.O., S. 117 f. G.W.F.ヘーゲル『自然法および国家学に関する講義』前掲拙訳, 141-142頁。
G.W.F. Hegel, Natur-und Staatsrecht nach dem Vortrage des Professors Hegel im Winterhalbjahr 1818/19 von G. Homeyer.

In : G.W.F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Erster Band, S. 310. G.W.F. ヘーゲル『自然法および国家法』—『法の哲学』第二回講義録, 1818/1819年, 冬学期, ベルリン, C.G. ホーマイヤー手稿, 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 124頁。

G.W.F. Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, Hrsg. v. D. Henrich, aa.O., S. 151f. G.W.F. ヘーゲル『法哲学講義録』1819/20年, 前掲訳書102頁。

G.W.F. Hegel, Philosophie des Rechts, Nach der Vorlesungsnachschrift von H.G. Hotho 1822/23. In : G.W.F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831, Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974, Dritter Band, S. 585. G.W.F. ヘーゲル『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学II』—『法の哲学』第五回講義録, ホトー手稿, 1822/23年, 冬学期, ベルリン, 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2008年, 351-352頁。

G.W.F. Hegel, Philosophie des Rechts, Nach der Vorlesungsnachschrift K.G. v. Griesheims 1824/25. In : G.W.F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831, Edition und Kommentar in sechs Bänden v. K.-H. Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974, Vierter Band, S. 484 f. G.W.F. ヘーゲル『法哲学講義』—『法の哲学』第六回講義録, グリースハイム手稿, 1824/25年, ベルリン, 長谷川宏訳, 作品社, 2000年, 375-376頁。

G.W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. In : G.W.F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Bd. 7., Frankfurt a.M. 1970. S. 346. G.W.F. ヘーゲル『法の哲学綱要』藤野渉・赤澤正敏訳, 岩崎武雄責任編集『ヘーゲル』所収, 中央公論社, 1967年, 421頁。

36), 37), 38) G.W.F. Hegel, Die Philosophie des Rechts. Vorlesung von 1821/22. Hrsg. v. H. Hoppe, Suhrkamp Verlag, Frankfurt a.M. 2005. S. 181 f.

G.W.F. ヘーゲル『法の哲学』—「法の哲学」第四回講義録, 1821/22年, 冬学期, ベルリン, キール手稿, 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2009年, 193-195頁。